日 調 連 発 第 8 号
平成２８年４月６日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

別添

機密性２　可用性２　完全性２

法務省民二第２６８号
平成２８年３月２４日

法務局長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

行政不服審査法（平成２６年法律第６８号），行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第６９号），行政不服審査法施行令（平成２７年政令第３９１号）及び行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成２７年政令第３９２号）の施行に伴い，平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を下記のとおり改正し，本年４月１日から実施することとしましたので，この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお，本通達の施行に伴い，平成１７年３月３１日付け法務省民二第８５１号当職通達は，廃止します。

記

第２８条第１項を次のように改める。

次の各号に掲げる却下の決定は，当該各号に定める様式による決定書によりするものとし，申請人に交付するもののほか，登記所に保存すべきものを１通作成しなければならない。

(1) (2)に掲げるもの以外の登記の申請の却下　別記第４２号の２様式

(2) 法第３６条，第４７条並びに第５８条第６項及び第７項（表題登記をすることによって表題部所有者となる者が相違することを理由として却下されたものを除く。），第３７条，第３８条，第４２条，第４９条，第５１

条から第５３条まで並びに第５７条の規定による登記の申請の却下　別記第４２号の３様式

第１１８条中第１４号を第１５号とし，第５号から第１３号までを１号ずつ繰り下げ，第４号の次に次の１号を加える。

(5) 規則第１６条第１項の規定による地図等の訂正の申出又は規則第８８条第１項の規定による土地所在図等の訂正の申出に対する却下の決定であって，次に掲げるもの

ア　イに掲げるもの以外の却下　別記第７２号の２様式

イ　規則第１６条第１３項第５号又は第６号（規則第８８条第３項において準用する場合を含む。）の規定による却下　別記第７２号の３様式

第１２８条に次の１項を加える。

４　登記官は，税法第３１条第２項の請求に理由がないと認めるときは，別記第９２号の２様式により請求人に通知するものとする。

第１４１条中「行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第９条第１項」を「行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第１９条第１項」に改める。

第１４３条第１項中「第２項」を「第２項前段」に，「による送付書に意見を付して」を「により」に改め，同項に後段として次のように加える。

この場合において，別記第１０２号様式による意見の正本及び当該意見を送付すべき審査請求人の数に行政不服審査法第１１条第２項に規定する審理員の数を加えた数に相当する通数の副本を送付するものとする。

第１４３条に次の１項を加える。

４　法第１５７条第２項後段の規定による意見の送付は，別記第１０３号様式による送付書に第２項の規定により送付された関係書類とともにするものとする。

第１４４条第２項を同条第３項とし，同条第１項の次に次の１項を加える。

２　審査請求に対する裁決は，別記第１０４号様式による裁決書によるものとし，行政不服審査法第４２条第１項に規定する審理員意見書を添付するものとする。

第１４５条第１項中「謄本」の下に「及び審理員意見書の写し」を加える。

別記第４２号様式の次に別紙１の２様式を加える。

別記第６６号様式を別紙２のように改める。

別記第７２号様式を別紙３のように改め，同様式の次に別紙４の２様式を加

える。

別記第７３号様式から別記第８５号様式までを別紙５のように改める。

別記第８８号様式を別紙６のように改める。

別記第９２号様式の次に別紙７の様式を加える。

別記第１０２号様式を別紙８のように改め，同様式の次に別紙９の２様式を加える。

不動産登記事務取扱手続準則（平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号法務省民事局長通達）の一部改正　新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（申請の却下） 第２８条　次の各号に掲げる却下の決定は，当該各号に定める様式による決定書によりするものとし，申請人に交付するもののほか，登記所に保存すべきものを１通作成しなければならない。 (1)　(2)に掲げるもの以外の登記の申請の却下　別記第４２号の２様式 (2)　法第３６条，第４７条並びに第５８条第６項及び第７項（表題登記をすることによって表題部所有者となる者が相違することを理由として却下されたものを除く。），第３７条，第３８条，第４２条，第４９条，第５１条から第５３条まで並びに第５７条の規定による登記の申請の却下　別記第４２号の３様式	（申請の却下） 第２８条　申請の却下の決定書は，申請人に交付するもののほか，登記所に保存すべきものを１通作成しなければならない。
２～８　（略）	２～８　（同左）
（通知書の様式） 第１１８条　次の各号に掲げる通知は，当該各号に定める様式による通知書によりするものとする。 (1)～(4)　（略） (5)　規則第１６条第１項の規定による地図等の訂正の申出又は規則第８８条第１項の規定による土地所在図等の訂正の申出に対する却下の決定であって，次に掲げるもの ア　イに掲げるもの以外の却下　別記第７２号の２様式	（通知書の様式） 第１１８条　次の各号に掲げる通知は，当該各号に定める様式による通知書によりするものとする。 (1)～(4)　（同左） （新設）

イ　規則第１６条第１３項第５号又は第６号（規則第８８条第３項において準用する場合を含む。）の規定による却下　別記第７２号の３様式	
(6)～(15)　（略）	(5)～(14)　（同左）
（還付通知） 第１２８条　（略） ２・３　（略） ４　登記官は，税法第３１条第２項の請求に理由がないと認めるときは，別記第９２号の２様式により請求人に通知するものとする。	（還付通知） 第１２８条　（同左） ２・３　（同左） （新設）
（審査請求の受理） 第１４１条　登記官は，法第１５６条の審査請求について，行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第１９条第１項の規定に基づく審査請求書（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第３条及び法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成１５年法務省令第１１号）第３条の規定により行われた審査請求の情報の内容を印刷した書面を含む。以下同じ。）を受け取ったときは，登記事務日記帳に所要の事項を記載し，当該審査請求書にその年月日及び日記番号を記載するものとする。	（審査請求の受理） 第１４１条　登記官は，法第１５６条の審査請求について，行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第９条第１項の規定に基づく審査請求書（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第３条及び法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成１５年法務省令第１１号）第３条の規定により行われた審査請求の情報の内容を印刷した書面を含む。以下同じ。）を受け取ったときは，登記事務日記帳に所要の事項を記載し，当該審査請求書にその年月日及び日記番号を記載するものとする。
（審査請求事件の送付） 第１４３条　法第１５７条第２項前段の規定による審査請求事件の送付は，別記第１０２号様式によりするものとする。この場合において，別記第１０２号様式による意見の正本及び当該意見を送付	（審査請求事件の送付） 第１４３条　法第１５７条第２項の規定による審査請求事件の送付は，別記第１０２号様式による送付書に意見を付してするものとする。

すべき審査請求人の数に行政不服審査法第１１条第２項に規定する審理員の数を加えた数に相当する通数の副本を送付するものとする。	
２・３　（略）	２・３　（同左）
４　法第１５７条第２項後段の規定による意見の送付は，別記第１０３号様式による送付書に第２項の規定により送付された関係書類とともにするものとする。	（新設）
（審査請求についての裁決）	（審査請求についての裁決）
第１４４条　（略）	第１４４条　（同左）
２　審査請求に対する裁決は，別記第１０４号様式による裁決書によるものとし，行政不服審査法第４２条第１項に規定する審理員意見書を添付するものとする。	（新設）
３　（略）	２　（同左）
第１４５条　法務局又は地方法務局の長が審査請求につき裁決をしたときは，裁決書の謄本及び審理員意見書の写しを審査請求人及び登記官に交付するものとする。	第１４５条　法務局又は地方法務局の長が審査請求につき裁決をしたときは，裁決書の謄本を審査請求人及び登記官に交付するものとする。
２　（略）	２　（同左）

別紙１

別記第４２号の２（第２８条第１項第１号関係）

日記第　　号

決　　定

住所
申請人

平成何年何月何日受付第何号登記申請事件は，　　ので，不動産登記法第２５条第　号の規定により却下する。

なお，この処分に不服があるときは，いつでも，当職を経由して，何法務局長（又は地方法務局長）に対し，審査請求をすることができます（同法第１５６条）。

おって，この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には，この処分の通知を受けた日から６月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に，国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。），提起しなければなりません（なお，処分の通知を受けた日から６月以内であっても，処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし，処分の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から６月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

平成　　年　　月　　日

法務局　　出張所
登記官　　職印

別紙１

別記第４２号の３（第２８条第１項第２号関係）

日記第　　号

決　　定

住所
申請人

平成何年何月何日受付第何号登記申請事件は，　　ので，不動産登記法第２５条第　号の規定により却下する。

平成　　年　　月　　日

法務局　　出張所
登記官　　職印

別紙２

別記第６６号（第１０９条第１項関係）

日記第　　号

決　　定

住所
異議申立人

下記不動産の平成何年何月何日受付第何号の何登記の抹消について，平成何年何月何日付けで異議の申立てがありましたが，その異議は，何何（理由を具体的に記載すること。）により理由がないので，これを却下する。

なお，この処分に不服があるときは，いつでも，当職を経由して，何法務局長（又は地方法務局長）に対し，審査請求をすることができます（不動産登記法第１５６条）。

おって，この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には，この処分の通知を受けた日から６月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に，国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。），提起しなければなりません（なお，処分の通知を受けた日から６月以内であっても，処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし，処分の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から６月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

平成　　年　　月　　日

法務局　　出張所
登記官　　職印

記

別紙３

別記第７２号（第１１８条第４号関係）

通　知　第　　号
平成　　年　　月　　日

殿

法務局　　出張所
登記官　　職印

通　知　書

下記不動産について，平成何年何月何日受付第何号で登記した何登記の登記事項中「何何」とすべきを「何何」とした誤りがあった（又は「何何」とすべきを遺漏した）ことから平成何年何月何日その登記の更正をしましたので，通知します（不動産登記法第６７条第３項）。

なお，この処分に不服があるときは，いつでも，当職を経由して，何法務局長（又は地方法務局長）に対し，審査請求をすることができます（同法第１５６条）。

おって，この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には，この処分の通知を受けた日から６月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に，国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。），提起しなければなりません（なお，処分の通知を受けた日から６月以内であっても，処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし，処分の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から６月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

記

別紙４

別記第７２号の２（第１１８条第５号ア関係）

日記第　　号

決　　定

住所
申出人

平成何年何月何日受付第何号地図訂正の申出事件（又は土地所在図訂正の申出事件）は，　　ので，不動産登記規則第１６条第１３項第　　号の規定により却下する。

なお，この処分に不服があるときは，いつでも，当職を経由して，何法務局長（又は地方法務局長）に対し，審査請求をすることができます（不動産登記法第１５６条）。

おって，この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には，この処分の通知を受けた日から６月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に，国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。），提起しなければなりません（なお，処分の通知を受けた日から６月以内であっても，処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし，処分の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から６月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

平成　　年　　月　　日

法務局　　出張所
登記官　　職印

別紙４

別記第７２号の３（第１１８条第５号イ関係）

日記第　　号

決　　定

住所
申出人

平成何年何月何日受付第何号地図訂正の申出事件（又は土地所在図訂正の申出事件）は，　　ので，不動産登記規則第１６条第１３項第　　号の規定により却下する。

平成　　年　　月　　日

法務局　　出張所
登記官　　職印

別紙５

別記第７３号（第１１８条第６号関係）

通　知　第　　号
平成　　年　　月　　日

法務局　　出張所　御中

法務局　　出張所
登記官　　職印

通　　知　　書

下記建物の表題登記をしたので，不動産登記規則第４０条第３項の規定により，通知します。

記

別紙５

別記第７４号（第１１８条第７号関係）

日記第　　号
平成　　年　　月　　日

法務局　　出張所　御中

法務局　　出張所
登記官　　職印

通　知　書

不動産登記規則第１１０条第３項の規定により次の事項を通知します。

１　不動産所在事項
　当庁管内の物件　　何市区郡何町村大字何字何何番の土地
　貴庁管内の物件　　何市区郡何町村大字何字何何番地
　　家屋番号何番の建物

２　滅失の原因　　平成何年何月何日海没

３　登記の目的　　土地滅失登記

別紙５

別記第７５号（第１１８条第７号関係）

日記第　　号
平成　　年　　月　　日

法務局　　出張所　御中

法務局　　出張所
登記官　　職印

通　知　書

不動産登記規則第１４４条第２項の規定により次の事項を通知します。

１　不動産所在事項
　当庁管内の物件　　何市区郡何町村大字何字何何番地
　　家屋番号何番の建物
　貴庁管内の物件　　何市区郡何町村大字何字何何番の土地

２　滅失の原因　　平成何年何月何日取壊

３　登記の目的　　建物滅失登記

別紙５

別記第７６号（第１１８条第８号関係）

通　知　第　　号
平成　　年　　月　　日

法務局　　出張所　御中

法務局　　出張所
登記官　　職印

通　　知　　書

地役権の設定の登記をしたので，不動産登記規則第１５９条第２項の規定により，下記事項を通知します。

記

１　承役地

２　要役地

３　地役権設定の目的及び範囲

４　申請の受付の年月日

別紙５

別記第７７号（第１１８条第９号関係）

通 知 第　　号
平成　　年　　月　　日

法務局　　出張所　御中

法務局　　出張所
登記官　　職印

通　　知　　書

地役権の変更の登記（更正の登記又は登記の抹消）をしたので，不動産登記規則第１５９条第４項の規定により，下記事項を通知します。

記

１　承役地

２　要役地

３　地役権の変更（更正又は消滅）の登記原因及びその日付並びに地役権設定の目的又は範囲についての変更にあっては，地役権設定の目的又は範囲

４　申請の受付の年月日

別紙５

別記第７８号（第１１８条第１０号関係）

通　知　第　　号
平成　　年　　月　　日

法務局　　出張所　御中

法務局　　出張所
登記官　　職印

通　知　書

不動産登記規則第１６８条第５項の規定により，次の事項を通知します。

１　不動産の表示　当庁管内の物件　何市区郡何町村大字何字何何番の土地
　　貴庁管内の物件　何市区郡何町村大字何字何何番の土地

２　担保権の表示

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原　　因】	【権利者その他の事項】

別紙５

別記第７９号（第１１８条第１１号関係）

通　知　第　　号
平成　　年　　月　　日

法務局　　出張所　御中

法務局　　出張所
登記官　　職印

通　知　書

不動産登記規則第１７０条第３項の規定により，次の事項を通知します。

１　不動産の表示　当庁管内の物件　何市区郡何町村大字何字何何番の土地
　　貴庁管内の物件　何市区郡何町村大字何字何何番の土地

２　変更した登記の内容

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原　　因】	【権利者その他の事項】

別紙５

別記第８０号（郵便はがき）（第１１８条第１２号関係）

通　　知　　書	
不動産所在事項及び不動産番号	
登記の目的	
登記原因及びその日付	
登記事項	

上記のとおり登記をしたので，通知します（不動産登記規則第１８３条第１項第１号）。

平成　　年　　月　　日

法務局　　出張所

登記官　　職印

通知第　　号

別紙５

別記第８１号（郵便はがき）（第１１８条第１３号関係）

通　　知　　書	
不動産所在事項及び不動産番号	
登記の目的	
登記原因及びその日付	
代位申請人の氏名住所	
代位原因	
受付年月日 受付番号	

上記のとおり登記をしたので，通知します（不動産登記規則第１８３条第１項第２号)。

なお，この処分に不服があるときは，いつでも，当職を経由して，何法務局長（又は地方法務局長）に対し，審査請求をすることができます（不動産登記法第１５６条)。

おって，この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には，この処分の通知を受けた日から６月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に，国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)，提起しなければなりません（なお，処分の通知を受けた日から６月以内であっても，処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。)。ただし，処分の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から６月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

平成　　年　　月　　日

法務局　　出張所

登記官　　職　印

通知第　　号

別紙５

別記第８２号（郵便はがき）（第１１８条第１４号関係）

通　　知　　書	
不動産所在事項及び不動産番号	
登記の目的	
登記原因及びその日付	
登記名義人の氏名住所	

上記の登記をするため職権で所有権保存の登記をしたので，通知します（不動産登記規則第１８４条第１項）。

なお，この処分に不服があるときは，いつでも，当職を経由して，何法務局長（又は地方法務局長）に対し，審査請求をすることができます（不動産登記法第１５６条）。

おって，この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には，この処分の通知を受けた日から６月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に，国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。），提起しなければなりません（なお，処分の通知を受けた日から６月以内であっても，処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし，処分の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から６月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

平成　　年　　月　　日

法務局　　出張所
登記官　　職印

通知第　　号

別紙５

別記第８３号（第１１８条第１５号ア関係）

表　紙

第　　号

土 地 建 物 登 記 済 通 知 書

市 役 所　　平成　　年　　月　　日

町村役場

御　中　　法務局　　出張所

別紙５

（土　　地）

異動の前　後	所　　在	地　番	地　目	地　積 ㎡	登記の年月日	所有者の氏名住所

別紙５

（建　　物）

異動の前　後	所　　在	家屋番号	種　類	構　造	床　面　積 ㎡	登記の年月日	所有者の氏名住所

別紙５

別記第８４号（第１１８条第１５号イ関係）

（土　　地）

<table>
<tr><td>登記権利者
の氏名住所</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>登記義務者
の氏名住所</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>受付年月日</td><td>・　・</td><td>登記原因及びその日付</td><td colspan="2">（　・　・　）売・相・贈・遺</td></tr>
<tr><td colspan="3">土 地 の 所 在 及 び 地 番</td><td>地　目</td><td>地　積
㎡</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td></td></tr>
</table>

（建　　物）

<table>
<tr><td>登記権利者
の氏名住所</td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>登記義務者
の氏名住所</td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>受付年月日</td><td>・　　・</td><td>登記原因及びその日付</td><td colspan="3">（　　・　　・　　）売・相・贈・遺</td></tr>
<tr><td colspan="2">建 物 の 所 在</td><td>家屋番号</td><td>種類及び構造</td><td colspan="2">床　面　積
㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>居・店・事・倉
木・鉄（筋・骨）
瓦・亜・ス
平・２・３</td><td>①
②
③</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>居・店・事・倉
木・鉄（筋・骨）
瓦・亜・ス
平・２・３</td><td>①
②
③</td><td></td></tr>
</table>

（注）本号の通知書のみを送付する場合には，別記第８３号の表紙を付する。

別紙５

別記第８５号（第１１８条第１５号ウ関係）

（土　　地）

所　　在	地　番	地　目	地　　積 ㎡		登記の 目　的	存続期間	地上権者又は質権者の氏名住所	登記年月日

（注）本号の通知書のみを送付する場合には，別記第８３号の表紙を付する。

別紙６

別記第８８号（第１２３条関係）

日記第　　号
平成　　年　　月　　日

申請人　　殿

法務局　　出張所
登記官　　職印

告　　知　　書

登録免許税の課税標準の金額を次のとおり認定したので，不動産登記規則第１９０条第１項の規定により，告知します。

なお，この処分について不服がある場合には，この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税通則法第７５条第１項の規定により国税不服審判所長に審査請求をすることができます。この場合には，国税不服審判所長宛ての審査請求書を何国税不服審判所に提出してください。

おって，当該処分については，同法第１１５条第１項の規定により，当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができませんが，次の１）から３）までのいずれかに該当するときは，審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

１）審査請求があった日から３月を経過しても裁決がないとき。

２）処分，処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不動産所在事項及び不動産番号	
申告金額	
認定金額	
納付すべき登録免許税	

別紙７

別記第９２号の２（第１２８条第４項関係）

通 知 第　　号
平成　　年　　月　　日

殿

法務局　　出張所
登記官　　職印

通　　知　　書

平成　　年　　月　　日付けをもってされた下記登記に関する登録免許税法第３１条第２項の規定に基づく還付通知請求については，過誤納付の事実は認められないので，税務署長への還付の通知はできません。

なお，この処分について不服がある場合には，この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税通則法第７５条第１項の規定により国税不服審判所長に審査請求をすることができます。この場合には，国税不服審判所長宛ての審査請求書を何国税不服審判所に提出してください。

おって，当該処分については，同法第１１５条第１項の規定により，当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができませんが，次の１）から３）までのいずれかに該当するときは，審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

１）審査請求があった日から３月を経過しても裁決がないとき。

２）処分，処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

登記の受付年月日，受付番号及び登記の区分

別紙８

別記第１０２号（第１４３条第１項関係）

日記第　　号
平成　　年　　月　　日

法務局長　殿

法務局　　出張所
登記官　　職印

意　　見　　書

下記不動産の平成何年何月何日受付第何号の何登記申請事件についてされた審査請求については，下記のとおり理由がないと認められるので，不動産登記法第１５７条第２項前段の規定に基づき，審査請求書及び関係書類を添えて，事件を送付します。

記

１　不動産所在事項

２　理由（具体的かつ詳細に記載すること。）

別紙９

別記第１０３号（第１４３条第４項関係）

日記第　　号
平成　　年　　月　　日

審理員　　殿

法務局長　　職印

送　　付　　書

下記不動産の平成何年何月何日受付第何号の何登記申請事件についてされた審査請求について，不動産登記法第１５７条第２項後段の規定に基づき，審査請求書及び関係書類を添えて，登記官の意見を送付します。

記

不動産所在事項

別紙９

別記第１０４号（第１４４条第２項関係）

裁　　決

住所
審査請求人

平成　　年　　月　　日受付第　　号の　　登記申請（申出）事件の却下処分に関する審査請求について次のとおり裁決する。

なお，この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には，この裁決の送達を受けた日から６月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に，国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。），提起しなければなりません（なお，裁決の送達を受けた日から６月以内であっても，裁決の日から１年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。

１．主文

２．事案の概要

３．審査関係人の主張の要旨

４．理由

平成　　年　　月　　日

法務局長　　職印